フィーダリンクの、地球から宇宙方向で運用している非GSO FSSシステム地球局からの現行基準に基づく許容不能な混信からの保護

e) 4500-4800MHz（宇宙から地球）の周波数帯における、地上業務を保護するための非GSO FSSシステムに対する適切な規制条項の策定

f) 4500-4800MHz（宇宙から地球）及び5925-6425MHz（地球から宇宙）の周波数帯における、非GSO FSSシステムが、航空機局による飛行試験のためのAMTに対し有害な混信を与えたり、それらからの保護を求めないことを確保する形で、第5.440A号及び第5.457C号が適用されることを明確化するための規制条項の策定

以下を更に決議し、

1 上記決議事項で述べられた研究の結果は、

- GSO FSS、固定業務及び移動業務に対する基準で定義された保護基準及び保護レベルを決して変えてはならないこと。
- 長楕円軌道による既存の非GSO FSSシステムの保護を確保すること。

2 付録第30B号に従うことを条件とするFSS周波数帯で運用する新規非GSOシステムは、プランの中の区域分配及び付録第30B号リストの割当てが完全に保護されることを確保すること。

以下を主管庁に要請し、

ITU無線通信部門に寄与文書を提出することにより、研究に参加すること。

以下を無線通信局長に指示する。

WRC-19での検討に供するため、無線通信局長報告に上記無線通信部門要請事項で述べたITU-Rの研究結果を盛り込むこと。

追　　決議第158（WRC-15）　固定衛星業務の静止衛星局と通信する移動する地球局による17.7-19.7 GHz（宇宙から地球）及び27.5-29.5 GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a) 17.7-19.7 GHz（宇宙から地球）及び27.5-29.5 GHz（地球から宇宙）の周波数帯は世界的規模で固定衛星業務（FSS）に一次的基礎で分配されていること、及び相当数の静止FSS衛星網がこれらの周波数帯で運用し、非静止FSSシステムも同様なこと。

b) これらの周波数帯には、固定業務局と同様に多くの移動業務局があること。

c) これらの帯域には、静止FSS網と非静止FSSシステムとの間の規制上及び技術的手続が存在すること。

d) 地球規模の広帯域衛星業務を含む移動通信への需要があること及びこの需要の一部は、移動する地球局に、17.7-19.7 GHz（宇宙から地球）及び27.5-29.5 GHz（地球から宇宙）の周波数帯で運用しているFSSの宇宙局との通信を許すことにより満たすことができること。

e) 一部の主管庁は、運用中及び将来の静止FSS網とともに、移動する地球局を既に導入し、その利用拡大を計画中であること。

f) 17.7-19.7 GHz（宇宙から地球）及び27.5-29.5 GHz（地球から宇宙）の周波数帯における静止FSS網は、無線通信規則の第９条及び第11条の規定に従い調整及び通告が必要であること。

g) 17.7-19.7 GHz（宇宙から地球）及び27.5-29.5 GHz（地球から宇宙）の周波数帯は幾つかの他の業務にも一次的基礎で分配されていること、分配された業務は多くの主管庁で多彩な異なるシステムで使用されていること並びにこれらの既存業務及びそれらの将来の発展は不当な制約を課されることなく保護されるべきこと。

h) 移動する地球局の地上業務の局に対する調整に関する特定の規制上の手続は、現在何もないこと。

以下を更に考慮し、

a) これらの移動する地球局の導入に対する一貫性のある取組が、これらの重要かつ拡大する地球規模の通信への要求を支援することになるであろうこと。

b) 無線通信部門（ITU-R）が、ITU-R報告S.2223及びITU-R勧告S.2357を採択したこと。

c) 所与の静止衛星網の中で運用する、移動する地球局の技術的特性は、主管庁の間で調整合意に至った範囲内に留まるべきこと。

以下を認識し、

a) 第21条が、静止固定衛星業務の電力束密度（pfd）の制限値を規定していること。

b) 本決議が扱う移動する地球局は、人命安全のアプリケーションに使われてはならないこと。

c) 本会議が、移動する地球局に関する脚注第5.527A号及び決議第156（WRC-15）を採択したこと。

d) 追跡技術の使用を含む技術の進歩が、FSSの固定地球局の特性の範囲内で移動する地球局を運用することを可能にすること。

e) 第1.21号が固定衛星業務を、第1.25号が移動衛星業務（MSS）を定義していること。

f) 第1.25号における移動衛星業務の定義を考慮し、FSSの枠組みの下では移動する地球局の使用はMSSアプリケーションと大きく変わらないこと。

g) 移動する地球局と移動地球局の主な違いは、移動する地球局が固定衛星地球局の技術的要件に適合していることであること。

以下を更に認識し

a) 付録第30A号に従うことを条件として、17.7-18.1GHzの周波数帯の一部は、放送衛星業務のフィーダリンクにより使用されていること（第5.516号）。

b) 18.3-19.3GHz（第二地域）、27.5-27.82GHz（第一地域）、28.35-28.45GHz（第二地域）、28.45-28.94GHz（全地域）、28.94-29.1GHz（第二地域及び第三地域）、29.25-29.46GHz（第二地域）及び29.46-29.5GHz（全地域）の周波数帯は、固定衛星業務の高密度なアプリケーションによる使用に特定されていること（第5.516B号）。

c) 固定衛星業務（地球から宇宙）による18.1-18.4GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務の中の静止衛星システムのフィーダリンクに限定されていること（第5.520号）。

d) 固定衛星業務による18.6-18.8GHzの周波数帯の使用は、静止システム及び遠地点20,000km以上の軌道を持つシステムに限定されていること（第5.522B号）。

e) 非静止固定衛星業務システムによる17.8-18.6GHz及び27.5-28.6GHzの周波数帯の使用は、第5.484A号、第22.5C号及び第22.5I号の規定の適用に従うことを条件とすること。

f) 静止及び非静止固定衛星業務網による18.8-19.3GHz及び28.6-29.1GHzの周波数帯の使用は、第9.11A号の規定の適用に従うことを条件とし、第22.2号は適用されないこと（第5.523A号）。

g) 静止固定衛星業務システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる19.3-19.7GHzの周波数帯の使用は、第9.11A号の規定の適用に従うことを条件とする。ただし、第22.2号の規定に従うことを条件としないこと。他の非静止固定衛星業務システムによる、又は第5.523C号及び第5.523E号が示す事例によるこの周波数帯の使用は、第9.11A号の規定に従うことを条件とせず、第９条（第9.11A号を除く）及び第11条の手続並びに第22.2号の規定に従うことを条件とすることを継続すること（第5.523D号）。

h) 固定衛星業務による29.1-29.5GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限定されること並びにかかる使用は第9.11A号の規定の適用に従うことを条件とする。ただし、第9.11A号の規定に従うことを使用の条件としていない第5.523C号及び第5.523E号が示すような場合を除き、第22.2号の規定に従うことを条件とせず、第９条（第9.11A号を除く）及び第11条の手続並びに第22.2号の規定に従うことを条件とすることを継続すること（第